

予 防 関 係

予防関係

1 火災予防

火災が発生しやすい時季に全国一斉に行われる火災予防運動をはじめ、以下の期間に住宅及び事業所等に対し、防火・防災意識の高揚を図っています。

<危険物安全週間>

期間 : 6月の第2週に実施

目的 : 危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため

<秋の火災予防運動>

期間 : 11月9日から11月15日まで

目的 : 火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐため

<年末防火運動>

期間 : 12月1日から12月31日まで

目的 : 本格的な冬の到来による暖房器具などの使用頻度の増加、また、年末の慌たしさによる火気への注意力の低下により火災の発生が一層懸念される時季を迎えるに当たり、事業所関係者及び市民一人ひとりの防火意識の高揚を図ることをもって、火災の発生を未然に防止し、死者の発生及び財産の損失を防ぐため

<文化財防火運動>

期間 : 1月23日から1月29日

目的 : 市民共有の財産である文化財を火災、震災その他の災害から守るため、「文化財防火デー」1月26日を中心として展開し、もって文化財所有者、管理者その他の関係者及び市民の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため

<春の火災予防運動> <全国山火事予防運動> <車両火災予防運動>

期間 : 3月1日から3月7日

目的 : 火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐため

広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資するため

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保するため

2 防火対象物に対する指導

消防では、防火対象物（建物）の用途、規模などに応じて、防火管理、消防用設備等の設置及び火災予防条例に基づく指導を行っています。

<防火対象物一覧表>（150㎡以上）

（令和6年3月31日現在）

用途別		市署別	甲賀市			湖南市	合計	
			水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署		
1	イ	劇場、映画館等	4	0	0	3	7	
	ロ	公会堂、集会場	25	10	7	26	68	
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0	
	ロ	遊技場等	4	1	0	5	10	
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0	0	
	ニ	カラオケボックス等	1	0	0	0	1	
3	イ	待合、料理店等	8	1	1	4	14	
	ロ	飲食店	40	12	19	35	106	
4		物品販売店舗、展示場	112	33	60	73	278	
5	イ	旅館、ホテル等	15	8	12	13	48	
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	367	115	61	484	1,027	
6	イ	(1) 病院	0	1	0	0	1	
		(2) 有償診療所	0	1	0	0	1	
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	5	0	4	4	13	
		(4) 無床診療所等	25	13	3	28	69	
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	18	10	4	20	52	
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0	
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0	
		(4) 障害児入所施設	0	0	9	6	15	
		(5) 障害者支援施設	4	0	1	10	15	
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	12	7	6	9	34	
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0	
		(3) 保育所等	21	19	5	17	62	
		(4) 児童発達支援センター等	6	0	5	4	15	
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	10	6	13	23	52	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	2	1	1	8	12	
	7		学校等	50	39	25	41	155
	8		図書館、博物館等	5	6	3	4	18
9	イ	蒸気・熱気浴場	2	0	0	1	3	
	ロ	イ以外の公衆浴場	1	0	1	0	2	
10		停車場等	1	3	1	3	8	
11		神社、寺院等	102	58	31	43	234	
12	イ	工場、作業場	513	209	206	499	1,427	
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0	0	
13	イ	車庫、駐車場	25	14	13	18	70	
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0	
14		倉庫	331	190	163	443	1,127	
15		1～14以外の事業場	396	251	154	416	1,217	
16	イ	複合用途（特定用途を含む）	131	32	35	121	319	
	ロ	複合用途（特定用途を含まない）	48	13	18	46	125	
16の2		地下街	0	0	0	0	0	
16の3		準地下街	0	0	0	0	0	
17		重要文化財	3	11	4	10	28	
18		アーケード	0	0	0	0	0	
合計			2,287	1,064	865	2,417	6,633	

<中高層防火対象物一覧表> (5階以上かつ150㎡以上)

(令和6年3月31日現在)

用途別	市署別	甲賀市			湖南市	合計
		水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
防火対象物数		34	6	2	66	108

3 防火管理者

一定の事業所については、消防法令で定める資格を有し、かつ、管理的地位にある者から、火災予防のために必要な業務を推進する責任者である「防火管理者」を選任しておく必要があります。

当消防本部では、年2回の防火管理講習を実施し、防火管理者の養成に努めています。

<甲種防火管理者が必要な防火対象物数>

(令和6年3月31日現在)

用途別	市署別	甲賀市			湖南市	合計
		水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
防火対象物数		399	183	131	432	1,145

<乙種防火管理者が必要な防火対象物数>

(令和6年3月31日現在)

用途別	市署別	甲賀市			湖南市	合計
		水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
防火対象物数		138	54	17	68	277

4 消防同意事務

消防では、建物の火災を予防し、火災から人命や財産を守るため、建築物の建築計画に対する許認可等を受ける段階から指導（消防同意事務）を行っています。

消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）では、建築主事等が建築物の許可、認可又は確認を行う場合には、消防長又は消防署長の同意を得なければならないことになっています。

<建築同意事務の状況>

(令和5年度中)

用途別	市署別	甲賀市			湖南市	合計
		水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
消防同意数		71	26	7	69	173

5 予防査察の実施状況

消防は、火災の発生危険及び人命危険を予防することを目的に、あらゆる事業所に立ち入り、関係者に対する継続的な指導を実施しています。

当消防本部では、甲賀広域行政組合消防本部火災予防査察規程（平成 19 年甲賀広域行政組合消防本部訓令第 5 号）に基づき、年間査察計画を定め、効率・効果的な査察の実施と事業所における自主的な防火管理の促進に努めています。

<立入検査の実施状況>

(令和 5 年度中)

用途別	市署別	甲賀市			湖南市	合計
		水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
1	イ	劇場、映画館等	2	0	0	2
	ロ	公会堂、集会場	1	3	0	6
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	0	0	0	1
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	0	0	0	0
3	イ	待合、料理店等	0	0	0	1
	ロ	飲食店	4	2	7	4
4		物品販売店舗、展示場	37	7	8	9
5	イ	旅館、ホテル等	0	0	0	0
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	5	21	3	16
6	イ	(1) 病院	0	0	0	0
		(2) 有償診療所	0	0	0	0
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	0	0	0	0
		(4) 無床診療所等	2	1	3	0
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	0	6	4	0
		(2) 救護施設	0	0	0	0
		(3) 乳児院	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設	0	0	0	0
		(5) 障害者支援施設	0	0	0	1
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	0	3	4	0
		(2) 更生施設	0	0	0	0
		(3) 保育所等	5	7	0	0
		(4) 児童発達支援センター等	0	0	1	0
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	2	0	0	0
ニ	幼稚園又は特別支援学校	0	0	0	0	
7		学校等	7	5	10	0
8		図書館、博物館等	0	1	1	0
9	イ	蒸気・熱気浴場	0	0	0	0
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	0	0
10		停車場等	0	0	0	0
11		神社、寺院等	11	2	1	3
12	イ	工場、作業場	37	25	8	60
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0
13	イ	車庫、駐車場	0	0	5	1
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0
14		倉庫	25	22	19	50
15		1～14 以外の事業場	15	16	54	40
16	イ	複合用途（特定用途を含む）	8	3	1	0
	ロ	複合用途（特定用途を含まない）	0	0	1	0
16の2		地下街	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0
17		重要文化財	0	0	0	1
18		アーケード	0	0	0	0
合計			161	124	130	189

6 各種届出等

消防関係法令等の規定により、届出や申請を要する各種届出等の受付状況は次のとおりです。

<各種届出等の受付状況>

(令和5年度中)

届出等の別	甲賀市			湖南市	合 計
	水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央 消防署	
届出・申請数	1,386	630	417	1,258	3,691

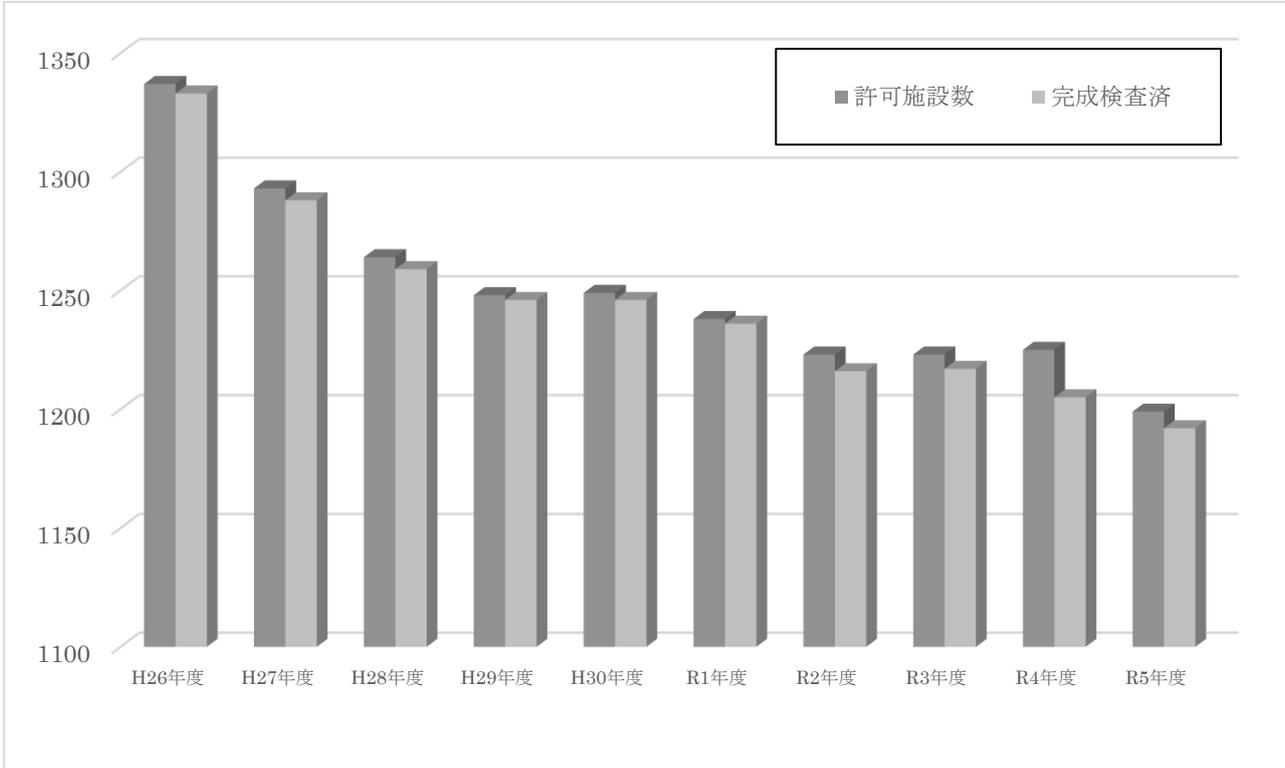
<各種届出等の種類>

消防訓練計画通知書	指定可燃物貯蔵取扱届出書
防災訓練計画通知書	指定可燃物貯蔵取扱変更届出書
禁止行為の解除承認申請書	指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書
喫煙所設置届出書	指定洞道等届出書(新規・変更)
火災予防上必要な業務に関する計画提出書	圧縮アセチレンガス等貯蔵又は取扱い開始届出書
タンク水張・水圧検査申請書	圧縮アセチレンガス等貯蔵又は取扱い廃止届出書
防火対象物使用開始届出書	工事整備対象設備等着工届出書
炉・ボイラー等設置届出書	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書
変電・急速充電設備等設置届出書	防火管理者選任(解任)届出書
ネオン管灯設備設置届出書	防災管理者選任(解任)届出書
水素ガスを充填する気球の設置届出書	統括防火管理者選任(解任)届出書
火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出書	統括防災管理者選任(解任)届出書
煙火打揚げ・仕掛け届出書	消防計画作成(変更)届出書(防火管理)
催物開催届出書	消防計画作成(変更)届出書(防災管理)
水道断水・減水届出書	全体についての消防計画作成(変更)届出書(統括防火)
道路工事届出書	全体についての消防計画作成(変更)届出書(統括防災)
露店等の開設届出書	自衛消防組織設置(変更)届出書
少量危険物貯蔵取扱届出書	
少量危険物貯蔵取扱変更届出書	
少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	

7 危険物施設に関する指導

危険物施設を新たに設けたり、その位置、構造及び設備を変更する場合は、消防本部に申請して許可を受けなければならない、取り扱う危険物の種類や数量を変えようとする場合は、消防本部に届出をしなければならないことになっています。

<危険物施設数年度別推移>



年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
許可施設数	1,337	1,293	1,264	1,248	1,249	1,238	1,223	1,223	1,225	1,199
完成検査済	1,333	1,288	1,259	1,246	1,246	1,236	1,216	1,217	1,205	1,192

<危険物施設数> (設置許可施設)

(令和6年3月31日現在)

市別	製造所等の別 製造所	貯蔵所								取扱所					合計	
		屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所		小計
甲賀市	30	167	144	10	121	10	47	14	513	75	1	0	0	101	177	720
湖南市	20	91	90	8	55	3	82	19	348	41	0	0	0	70	111	479
合計	50	258	234	18	176	13	129	33	861	116	1	0	0	171	288	1,199

<危険物施設の許可、完成検査及び廃止届の状況>

(令和5年度中)

区分	製造所等の別	製造所	貯蔵所								取扱所					合計	
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		小計
			許可	設置	1	2	1	0	0	0	2	0	5	2	0		0
	変更	24	14	7	0	8	1	13	0	43	16	0	0	0	81	97	164
可 常 置 場 所 更	転出							6		6						0	6
	転入							2		2						0	2
完成 検 査	設置	0	4	11	0	4	0	2	0	21	1	0	0	0	1	2	23
	変更	22	11	4	0	3	0	12	0	30	13	0	0	0	71	84	136
	転入							2		2						0	2
廃止届		0	1	6	0	5	0	11	1	24	1	0	0	0	5	6	30

8 危険物施設査察の実施

当消防本部では、予防査察と同様に、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるすべての施設に対しても査察を実施し、事業所における自主保安体制の確立と危険物事故防止の推進に努めています。

<危険物施設査察実施状況>

(令和5年度中)

区分	製造所等の別	製造所	貯蔵所								取扱所					合計	
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		小計
施設数		48	257	233	18	176	13	129	33	859	115	1	0	0	169	285	1,192
査察実施数		0	9	8	0	8	1	0	5	31	5	0	0	0	5	10	41

甲賀広域幼少年女性防火委員会・甲賀広域防火保安協会

1 甲賀広域幼少年女性防火委員会

甲賀広域幼少年女性防火委員会は、幼少期における正しい火の取扱いや、消防の業務を学ぶことで、火遊び等による火災の減少を図るとともに、近い将来、少年・少女を中心とした防火・防災活動に参加できる素地をつくることを目的に、6歳以下の幼稚園、保育園の園児を対象として編成された幼年消防クラブと、家庭からの出火防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に関する知識や技術を習得し、安全で住みよい地域社会の推進に寄与することを目的に結成された女性防火クラブから構成され、火災予防意識の普及と高揚を図ることを目的として設立された組織です。

<幼年消防クラブ・女性防火クラブの構成>

(令和6年4月1日現在)

区 分 市 別	幼年消防クラブ					女性防火クラブ	
	クラブ数	クラブ員数				クラブ数	クラブ員数
		3歳児	4歳児	5歳児	合 計		
甲賀市	10	221	223	235	679	2	29
湖南省	5	151	155	195	501	0	0
合 計	15	372	378	430	1,180	2	29

2 甲賀広域防火保安協会

甲賀広域防火保安協会は、防火思想の普及をはじめ、甲賀市及び湖南省にある事業所の防火管理及び危険物施設に関する災害の防止に努めるとともに、会員相互の融和と親睦を図ることによって、各事業所の健全なる発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された組織です。

<甲賀広域防火保安協会の構成>

(令和6年4月1日現在)

区 分	支部構成	会員事業所数	支部事務局
第1支部	甲賀市水口町、土山町	211	水口消防署内
第2支部	湖南省	162	湖南中央消防署内
第3支部	甲賀市甲南町、甲賀町	152	甲南消防署内
第4支部	甲賀市信楽町	141	信楽消防署内
管 外	—	4	—
合 計	—	670	—